

令和元年（ワ）第26858号 損害賠償請求事件

原告 長沼宗昭 外14名

被告 田中英壽 外7名

意見陳述書

2020（令和2）年2月25日

東京地方裁判所民事第23部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 加部 歩 人

被告らは本案前の答弁として、本件訴訟の趣旨第1項の訴えを却下するよう求められています。訴訟法上、原告らは当事者資格のない第三者に過ぎないというのがその理由です。

しかし私たちは、請求の趣旨第1項についても、原告らに原告適格が認められるべきであると考えています。以下その理由の要点を、簡単に陳述します。

1 株式会社における株主には、株主代表訴訟を提起することが会社法上明文で認められています。株式会社において、役員等が適正な業務を行わなかった場合には、当該役員等は任務懈怠責任等の責任を会社に対して負うことがあります。本来であれば、こうした責任は会社自身が役員等に対して追及すべきものであるはずですが、しかし、責任を追及するべき会社側の役員等と責任を負う役員等の間には、同僚意識や上下関係があることも多く、会社自身による責任追及が事実上期待できないことが

少なくありません。そこで会社法では、株主が会社に代わって責任追及をすする株主代表訴訟が認められているのです。同様の考慮から、一般社団法人における理事の責任追及についても、一般社団法人法上、代表訴訟が認められています。

一方、私立学校法では、明文上、役員等の責任を追及しうるのは私立学校法人自身のみとなっています。しかしながら、私立学校法人でも、責任を追及すべき側の役員等と責任を負う役員等の間と同僚意識や上下関係から、学校法人自身による責任追及が事実上期待できない場合が少なくないことは、株式会社や一般社団法人と全く同じはずですが。実際に、被告らの普管注意義務違反及び忠実義務違反によって日本大学は本件補助金減額という多大な損害を被っているにも関わらず、日本大学が被告らの責任を十分に追及した事実はありません（さらに言えば、日本大学自身が第三者に対し、被告らに対して本件補助金減額についての損害賠償請求訴訟の追行権限を授権することも、全く期待できません。）。さらに、昨年私立学校法が改正され、役員らの学校法人や第三者に対する損害賠償責任についての規定が整備されたことからからもわかるように、私立学校法人においても昨今、ガバナンスの強化が強く要請されてきているところろです。

したがって、学校法人自身にしか役員等の責任追及を認めていない私立学校法には、法の欠缺があると私たちは考えています。少なくとも本件では、明文規定がなくとも、解釈上、学校法人日本大学以外に、被告らの責任を追及する訴えについて原告適格を認める高度の必要性があります。

2 では誰になら原告適格を認めて差支えないのか。私たちは、原告らにこそ、原告適格が認められるべきと考えています。

(1) まず、本件補助金減額について利害関係を有する者は、多岐にわたっています。

2014年の私立学校法改正にかかると文科科学省通達(「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について(通知)・26文科高第441号)では、「公的な存在である大学のステークホルダーは、学生や教職員、大学の設置者等の直接的な関係者にとどまらず、保護者や卒業生、地域社会や各種団体・企業、さらには国民一般に及ぶものである。大学は、社会からの付託に応える教育研究を展開し、こうした様々なステークホルダーに対して、社会的責任(Social Responsibility)を果たしていくことが求められる」とされています。また、私立学校法47条2項は、同条1項で作成が義務付けられている財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書及び監査報告書を「利害関係人」に閲覧させるべきことを規定しており、この「利害関係人」には、学校法人との契約関係など法律上の権利義務関係を有している者、具体的には在学生や在学生の保護者、職員、債権者などが含まれると考えられています。

すなわち、これだけ広範囲の人々が、財産目録等閲覧権により法的に学校法人と密接に結びつけられているということです。

(2) 中でも私立大学における教授その他の研究者の有する利害関係は、一層特別なものです。すなわち、憲法上、大学の自治が認められており、その内容には予算管理における自治(財政自治権)が含まれます。そして大学の自治の主体に、教授その他の研究者が含まれることは当然です。したがって、補助金減額という大学財政に関わる重要問題について、本来被告らに対して損害賠償請求をなすという適切な対応をとるべき理事会等の議決機関や理事長等の執行機関にそのような対

応をとることが期待できず、大学の自治の観点から看過しがたい状況が放置されている本件においては、大学の自治の主体である研究者らに、司法機関を通じて救済を求めることを可能とする必要があります。

(3) 原告番号1ないし14の個人原告らはいずれも、現職者を含め日本大学の教授又は非常勤講師の職歴を有する者です。したがって、本件訴えの訴訟物である被告らに対する損害賠償請求権について、最も密接に利害関係を有している存在であるといえます。

そして同個人原告ら全員が所属する原告「新しい日本大学をつくる会」は、日本大学の現状を危惧し、自由で民主的な教育研究の府としての大学を新たに構築するために、『新しい日本大学をつくる運動』を立ち上げ、これを推進する活動及び日本大学執行部ないし理事および理事会对し、運営上の問題点を質し、責任を問う活動を行うことを目的として発足した団体であり、まさに本件訴えの訴訟物である被告らに対する損害賠償請求権について権利主体に代わって同請求権行使するのに最もふさわしい存在であるといえます。

よって、原告らにこそ、原告適格が認められるべきです。

3 以上のような議論を、明文なき任意的訴訟担当を認めた最高裁昭和45年11月11日判決の示した要件に従って整理したのが、原告第1準備書面の第1の部分です。近時では、京都地方裁判所令和元年9月20日決定のように、権利主体が自ら裁判手続の当事者となることが困難なことが経験則上明らかであること等に着目して明文なき任意的訴訟担当を積極的に認めた例もあることから、裁判所におかれては、被告反論のような形式論にとらわれないこととなく、実質的な考慮をされ、原告らの当事者適格の有無を判断されるよう求めるものです。

以上